

平成24年3月30日(金)
愛知県産業労働部労政担当局労働福祉課
調査・啓発グループ
担 当 武藤・福原
内 線 3423・3424
ダイヤル 052-954-6359

平成23年 労働条件・労働福祉実態調査結果

平成23年7月末現在で調査した「平成23年労働条件・労働福祉実態調査」の結果（概要）を取りまとめましたので、お知らせします。

<< 調査結果のポイント >>

【1 賃 金】

- 常用労働者の平均賃金 平均年齢 39.7 歳 総額 340,900 円(前年比 0.03%増)
- 新規学校卒業者の初任給 高校卒(事務・技術・販売職) 165,400 円(前年比 0.3%増)
大学卒(事務・販売系) 193,700 円(前年比 0.3%減)

【2 労働時間】

- 1日の所定労働時間 7時間47分(前年7時間49分)
- 1週の所定労働時間 39時間33分(前年39時間39分)
- 変形労働時間制 採用している企業 58.5(前年57.4%)

【3 休暇制度】

- 何らかの週休2日制 適用される労働者 94.2%(前年90.4%)
- 年間休日総数 1企業平均 110.3日(前年111.0日)
- 年次有給休暇 取得日数 8.0日(前年10.1日)
取得率 46.3%(前年57.4%)
- 特別休暇制度 制度導入企業 75.7%
- ボランティア休暇制度 2011年までに導入した企業 5.0%
2012年以降に導入(予定)の企業 5.1%

【4 ワーク・ライフ・バランス】

- 労働時間の短縮に向けた取組 実施している企業 47.2%
取組内容 ①年次有給休暇の取得促進 53.3%
②ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定 39.5%
- ワーク・ライフ・バランス推進のための制度実施状況
①育児休業制度 69.4% ②介護休業制度 56.7% ③子の看護休業制度 38.5%
- 育児休業の取得率 女性 91.2%、男性 1.5%

調査結果の概要

1 賃 金

(1) 常用労働者の平均賃金（平成 23 年 7 月実績）（第 1 表）

平成 23 年 7 月の常用労働者の平均賃金総額は、340,900 円（平均年齢 39.7 歳、平均勤続年数 12.5 年）で、前年の 340,800 円と比べ 100 円の増加となっている。

賃金総額のうち、「所定内賃金」は 305,300 円で、前年（295,100 円）に比べ 10,200 円、3.5%の増加となっている。

また、「所定外賃金」は 35,600 円で、前年（45,700 円）に比べ、10,100 円、22.1%の減少となっている。

賃金総額が最も高いのは、産業別では「建設業」が 365,500 円、企業規模別では「1,000 人以上」が 399,300 円となっている。

第1表 常用労働者の産業・企業規模別平均賃金等

年・産業・企業規模	平均年齢	平均勤続年数	平均扶養家族数	平均月間出勤日数	平均実労働時間			平均賃金			
					総労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総額	所定内賃金	所定外賃金	
	歳	年	人	日	時間	時間	時間	千円	千円	千円	
平成 23 年 調査計	39.7	12.5	0.8	20.4	174.9	158.7	16.1	340.9	305.3	35.6	
平成 22 年 "	38.8	11.9	0.9	20.0	178.6	155.9	22.7	340.8	295.1	45.7	
産業分類	D 建設業	43.0	14.2	1.1	20.8	176.4	161.6	14.8	365.5	331.5	34.0
	E 製造業	38.8	13.0	0.8	20.0	175.5	157.0	18.5	329.6	289.6	40.0
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	42.3	15.4	1.2	22.0	187.1	168.9	18.3	342.4	317.3	25.1
	G 情報通信業	37.6	11.4	0.6	20.1	178.8	160.1	18.7	353.7	322.1	31.6
	H 運輸業	42.1	12.0	0.9	20.5	191.5	163.8	27.7	327.2	271.6	55.3
	I 卸売業，小売業	39.1	13.2	0.7	20.9	171.2	159.1	12.1	362.1	337.7	24.4
	J 金融業，保険業	37.7	13.8	0.7	20.1	167.3	160.3	7.1	326.9	314.0	13.0
	K 不動産業，物品賃貸業	35.2	5.5	0.6	21.2	179.7	174.8	4.9	322.8	311.6	11.3
	M 宿泊業，飲食サービス業	38.4	7.4	0.8	22.7	197.2	175.3	21.9	324.5	284.2	40.2
	N 生活関連サービス業，娯楽業	36.9	8.5	0.5	21.2	169.2	165.3	3.9	285.7	279.0	6.7
	P 医療，福祉	37.5	8.0	0.4	19.7	159.6	151.2	8.4	347.7	308.5	39.2
	Q 複合サービス事業	38.5	15.8	0.5	21.5	168.8	166.0	2.8	311.2	295.3	16.0
	R サービス業	41.1	11.9	0.8	20.3	172.8	157.3	15.4	336.6	304.5	32.1
企業規模	10～29人	42.5	11.0	0.9	21.2	175.7	164.5	11.3	300.7	283.7	17.0
	30～49人	41.3	11.2	0.8	20.7	171.9	161.3	10.6	301.2	282.4	18.8
	50～99人	41.3	11.1	0.9	20.8	179.2	162.1	17.0	313.5	283.4	30.1
	100～299人	40.5	11.8	0.8	20.2	177.4	159.9	17.5	324.9	289.1	35.8
	300～999人	38.4	12.3	0.7	20.3	174.5	159.1	15.4	323.1	288.3	34.8
	1,000人以上	39.4	14.2	0.8	20.1	172.4	154.7	17.7	399.3	354.6	44.7
全国	平成 23 年 賃金構造基本統計調査	41.5	11.9	-	-	179	166	13	323.8	296.8	27.0
	平成 22 年 "	41.3	11.9	-	-	178	165	13	323.0	296.2	26.8

(注)

「常用労働者」とは期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている人で、賃金体系、週所定労働時間が一般的なものをいい、事業主の家族従業者、役員、嘱託、臨時工などの人でも一般の労働者と同じ給与規定、労働時間が適用される人を含む。

「所定内労働時間」とは就業規則等で定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数の合計をいう。

「所定内賃金」とは基本給(本給、技能給、職務給等)、管理職手当、特殊勤務手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、地域手当等を含む。

「所定外労働時間」とは残業時間、休日出勤等の合計をいう。

「所定外賃金」には残業手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、宿日直手当を含む。

(2) 初任給（第2表、第3表）

平成23年3月の新規学卒者の平均初任給の実績額は、155,200円（中学卒）から208,100円（大学院修士課程修了）までとなっている。

また、平成24年3月の新規学卒者の平均初任給の見込額は、155,300円（中学卒）から210,100円（大学院修士課程修了）となっている。

第2表 新規学卒者初任給の産業分類・企業規模別状況

（単位：千円）

産業・企業規模	中学卒	高校卒		高専卒	短大卒	大学卒		大学院修士課程修了	
		事務・技術・販売職	生産職			事務・販売系	技術系		
平成23年3月卒 調査計	155.2	165.4	167.9	178.5	176.0	193.7	197.7	208.1	
産業分類	D 建設業	155.9	173.1	173.8	188.4	184.3	197.6	202.3	213.6
	E 製造業	151.6	163.2	166.5	176.9	175.2	194.8	198.1	212.4
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	153.1	158.1	155.7	153.2	172.6	193.4	-
	G 情報通信業	150.7	163.7	164.7	180.4	177.0	198.7	195.0	215.5
	H 運輸業	179.2	168.1	178.0	178.8	177.4	198.9	197.6	204.2
	I 卸売業，小売業	154.8	169.6	167.6	169.6	173.3	198.3	193.9	207.9
	J 金融業，保険業	-	152.4	-	178.8	166.5	183.7	194.0	194.2
	K 不動産業，物品賃貸業	160.0	177.2	184.2	190.9	197.6	191.3	197.8	193.1
	M 宿泊業，飲食サービス業	151.3	148.8	151.3	164.3	166.8	179.6	182.8	197.7
	N 生活関連サービス業，娯楽業	177.8	184.6	170.7	178.4	186.3	198.3	169.6	188.4
	P 医療，福祉	139.4	156.4	152.0	170.9	170.4	177.5	191.8	192.1
Q 複合サービス事業	-	160.2	-	-	172.0	191.2	-	185.6	
R サービス業	168.9	165.6	176.1	185.7	178.5	196.1	199.6	202.7	
企業規模	10～29人	155.4	167.8	174.6	176.9	174.7	189.1	193.1	197.8
	30～49人	157.4	164.5	169.6	182.0	175.4	191.1	199.2	208.2
	50～99人	156.5	163.9	166.5	178.1	178.5	193.4	198.2	209.9
	100～299人	145.9	168.1	164.9	179.5	177.5	195.9	199.0	208.6
	300～999人	159.0	162.2	162.9	178.8	175.1	196.4	199.4	209.2
	1,000人以上	129.2	160.8	161.4	173.7	170.7	197.8	199.6	215.6
平成24年3月卒見込 調査計	155.3	164.7	167.9	180.0	176.7	194.4	202.2	210.1	

（注）

「初任給」とは所定内賃金のうち通勤手当を除いた額で、所定外賃金（残業手当等）を含まない。

第3表 新規学卒者初任給の状況（平成21年～平成23年）

（単位：千円）

産業・企業規模	中学卒	高校卒		高専卒	短大卒	大学卒		大学院修士課程修了
		事務・技術・販売職	生産職			事務・販売系	技術系	
平成23年3月卒実績額	155.2	165.4	167.9	178.5	176.0	193.7	197.7	208.1
（対前年増減率）	(2.4)	(0.3)	(0.9)	(0.1)	(0.7)	(△0.3)	(△0.5)	(-)
平成22年3月卒実績額	151.5	164.9	166.4	178.4	174.7	194.3	198.6	-
（対前年増減率）	(△4.8)	(0.7)	(△1.3)	(0.2)	(△0.2)	(0.4)	(△0.7)	(-)
平成21年3月卒実績額	159.2	163.7	168.6	178.0	175.0	193.5	200.0	-

2 労働時間

(1) 所定労働時間（第4表、第5表）

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間47分（前年7時間49分）となり、1週の所定労働時間は、1企業平均39時間33分（同39時間39分）となっている。

企業規模別にみると、1日の所定労働時間が最も短いのは「10～29人」規模が7時間43分、1週の所定労働時間が最も短いのは「1,000人以上」が39時間05分となっている。

第4表 1日の所定労働時間(1企業平均)

(単位：時間：分)

産業・企業規模		愛知県			全国（就労条件総合調査）		
		平成17年	平成22年	平成23年	平成17年	平成22年	平成23年
調査計		7:44	7:49	7:47	7:40	7:43	7:43
産業 分類	C 鉱業等	-	-	-	7:39	7:41	7:39
	D 建設業	7:42	7:48	7:43	7:41	7:41	7:43
	E 製造業	7:51	7:54	7:53	7:47	7:50	7:50
	F 電気・ガス・熱供給業・水道業	7:39	7:30	7:44	7:37	7:38	7:38
	G 情報通信業	7:51	7:39	7:45	7:34	7:41	7:43
	H 運輸業、郵便業	7:39	7:43	7:48	7:35	7:39	7:36
	I 卸売業、小売業	7:43	7:46	7:40	7:34	7:40	7:42
	J 金融業、保険業	7:37	7:43	7:47	7:27	7:34	7:36
	K 不動産業、物品賃貸業	7:42	7:32	7:49	7:34	7:42	7:42
	L 学術研究等	-	-	-	-	7:45	7:44
	M 宿泊業、飲食サービス業	7:54	7:45	7:53	7:40	7:39	7:40
	N 生活関連サービス業、娯楽業	-	8:09	7:49	-	7:31	7:28
	O 教育、学術支援業	-	-	-	7:36	7:37	7:38
	P 医療、福祉	7:35	7:44	7:45	7:39	7:51	7:52
Q 複合サービス業	7:41	7:51	7:45	-	-	-	
R サービス業	7:42	7:47	7:45	7:36	7:42	7:44	
企業 規模	10～29人	7:41	7:44	7:43	-	-	-
	30～49人	} 7:44	7:51	7:45	} 7:39	} 7:42	} 7:43
	50～99人		7:51	7:51			
	100～299人		7:45	7:50			
	300～999人	7:47	7:50	7:50	7:42	7:45	7:45
1,000人以上	7:49	7:49	7:51	7:44	7:46	7:48	

第5表 1週の所定労働時間(1企業平均)

(単位：時間：分)

産業・企業規模		愛知県			全国（就労条件総合調査）		
		平成17年	平成22年	平成23年	平成17年	平成22年	平成23年
調査計		39:03	39:39	39:33	39:16	39:22	39:23
産業 分類	C 鉱業等	-	-	-	39:28	39:09	39:14
	D 建設業	39:20	40:13	40:24	39:56	39:32	39:32
	E 製造業	39:13	39:39	39:36	39:20	39:23	39:26
	F 電気・ガス・熱供給業・水道業	37:59	37:30	39:24	38:26	38:28	38:27
	G 情報通信業	39:13	39:27	39:13	38:09	38:33	38:41
	H 運輸業、郵便業	39:14	39:31	39:43	39:30	39:27	39:33
	I 卸売業、小売業	38:49	39:33	38:57	38:58	39:21	39:20
	J 金融業、保険業	38:06	38:37	38:55	37:26	37:59	38:03
	K 不動産業、物品賃貸業	38:41	37:46	39:50	38:37	39:10	39:00
	L 学術研究等	-	-	-	-	39:00	38:57
	M 宿泊業、飲食サービス業	39:16	39:37	39:49	39:51	39:46	39:48
	N 生活関連サービス業、娯楽業	-	43:30	40:23	-	39:21	39:20
	O 教育、学術支援業	-	-	-	39:25	39:09	39:16
	P 医療、福祉	38:46	39:17	39:06	39:08	39:31	39:42
Q 複合サービス業	38:25	39:41	38:21	-	-	-	
R サービス業	39:08	39:34	39:20	39:08	39:29	39:29	
企業 規模	10～29人	39:06	39:46	39:55	-	-	-
	30～49人	} 39:07	40:10	39:17	} 39:22	} 39:27	} 39:30
	50～99人		39:29	39:36			
	100～299人		39:02	39:29			
	300～999人	38:52	39:11	39:10	38:46	38:58	38:58
1,000人以上	38:59	39:05	39:05	38:42	38:55	38:58	

(注) 「所定労働時間」とは就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間。

(2) 変形労働時間制（第6表）

変形労働時間制を採用している企業は、58.5%（前年57.4%）となっている。

変形労働時間制の採用を種類別（複数回答）にみると、「1年単位の変形労働時間制」が35.7%（同36.8%）、「1か月単位の変形労働時間制」が17.4%（同14.3%）、「フレックスタイム制」が9.8%（同10.7%）となっている。

第6表 変形労働時間制の採用の有無及び種類別採用企業数割合

（単位：％）

年・産業・企業規模	全企業	採用している企業	変形労働時間制の種類（複数回答）				採用していない企業	
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	1週間単位の非定型的変形労働時間制	フレックスタイム制		
平成23年 調査計	100.0	58.5	35.7	17.4	1.9	9.8	41.5	
平成22年 //	100.0	57.4	36.8	14.3	1.4	10.7	42.6	
産業分類	D 建設業	100.0	54.5	46.4	8.2	-	3.6	45.5
	E 製造業	100.0	61.7	46.7	8.8	2.2	14.6	38.3
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	55.6	55.6	-	-	-	44.4
	G 情報通信業	100.0	60.0	6.7	13.3	-	53.3	40.0
	H 運輸業	100.0	71.2	45.8	18.6	3.4	13.6	28.8
	I 卸売業，小売業	100.0	56.8	27.1	28.0	1.7	3.4	43.2
	J 金融業，保険業	100.0	21.4	14.3	7.1	-	-	78.6
	K 不動産業，物品賃貸業	100.0	52.9	35.3	11.8	-	5.9	47.1
	M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	70.0	20.0	40.0	10.0	-	30.0
	N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	66.7	25.0	25.0	8.3	8.3	33.3
P 医療，福祉	100.0	65.1	6.3	54.0	3.2	1.6	34.9	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	66.7	66.7	-	-	-	
R サービス業	100.0	42.3	19.7	14.1	1.4	12.7	57.7	
企業規模	10～29人	100.0	42.9	28.8	10.5	2.7	1.4	57.1
	30～49人	100.0	48.6	34.2	9.6	1.4	4.1	51.4
	50～99人	100.0	64.0	44.7	14.3	2.5	7.5	36.0
	100～299人	100.0	69.9	34.6	27.8	1.5	17.3	30.1
	300～999人	100.0	79.8	42.6	33.0	1.1	22.3	20.2
	1,000人以上	100.0	77.3	27.3	31.8	-	50.0	22.7
全国	平成23年 就労条件総合調査※	100.0	53.9	36.9	14.1	-	5.9	46.1
	平成22年 //	100.0	55.5	37.0	15.3	-	5.9	44.5

※「採用している企業」には「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

（注）

「変形労働時間制」とは労使協定又は就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度。「変形労働時間制」には、「1年単位」、「1か月単位」、「1週間単位」、「フレックスタイム制」がある。

「フレックスタイム制」とは就業規則等により制度を導入することを定めた上で、労使協定により、一定期間（1か月以内）を平均し、1週間あたりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、その期間における総労働時間を定めた場合に、その範囲内で始業及び終業の時刻を労働者が決定することができる制度。

3 休暇制度

(1) 週休制（第7表）

週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」が94.2%（前年90.4%）、「週休1日制・1日半制」が1.6%（同2.1%）がとなっている。

「完全週休2日制」が適用される労働者は59.8%（同64.8%）となっている。

第7表 週休制の形態別適用労働者割合

（単位：％）

年・産業・企業規模		労働者計	週休1日制 ・1日半制	何らかの 週休2日制	完全 週休2日制	その他の 週休2日制	その他
平成23年 調査計		100.0	1.6	94.2	59.8	34.4	4.2
平成22年 "		100.0	2.1	90.4	64.8	25.6	7.5
産業 分類	D 建設業	100.0	2.7	96.0	33.0	62.9	1.3
	E 製造業	100.0	0.8	93.3	64.5	28.8	5.9
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.1	93.6	8.1	85.5	1.4
	G 情報通信業	100.0	-	100.0	97.8	2.2	-
	H 運輸業	100.0	3.8	93.2	56.6	36.6	3.0
	I 卸売業，小売業	100.0	1.3	94.8	53.7	41.1	3.9
	J 金融業，保険業	100.0	-	99.7	99.7	-	0.3
	K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	100.0	42.4	57.6	-
	M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	15.3	84.7	40.8	43.9	-
	N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	5.2	87.0	10.1	76.9	7.8
	P 医療，福祉	100.0	2.2	94.1	64.9	29.2	3.8
	Q 複合サービス事業	100.0	-	97.3	-	97.3	2.7
	R サービス業	100.0	2.9	90.1	64.9	25.3	6.9
企業 規模	10～29人	100.0	5.8	91.6	15.7	75.9	2.6
	30～49人	100.0	7.4	87.6	43.1	44.5	5.0
	50～99人	100.0	3.4	90.8	44.9	45.9	5.8
	100～299人	100.0	1.5	91.4	57.8	33.6	7.1
	300～999人	100.0	0.4	94.6	57.5	37.1	5.0
	1,000人以上	100.0	-	99.9	93.1	6.8	0.1
全国 平成23年 就労条件総合調査		100.0	3.9	88.1	54.5	33.6	7.9
全国 平成22年 "		100.0	4.2	90.2	54.9	35.3	5.6

(2) 年間休日総数（第8表）

1企業平均の年間休日総数は110.3日（前年111.0日）となっている。

年間休日総数が「100～129日」の企業が約8割となっている。

第8表 年間休日総数(企業数割合)

（単位：％）

年・産業・企業規模		全企業	～ 79日	80 ～ 89	90 ～ 99	100 ～ 109	110 ～ 119	120 ～ 129	130 ～	1企業 平均 (日)
平成23年 調査計		100.0	5.2	3.6	10.2	23.5	22.8	32.4	2.2	110.3
平成22年 "		100.0	5.1	4.6	8.8	23.8	25.4	29.4	2.9	111.0
産業 分類	D 建設業	100.0	7.3	13.5	11.5	34.4	15.6	15.6	2.1	103.4
	E 製造業	100.0	0.9	2.3	6.9	18.4	34.6	34.6	2.3	113.9
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	113.8
	G 情報通信業	100.0	-	-	-	6.7	20.0	73.3	-	120.8
	H 運輸業	100.0	8.2	4.1	12.2	26.5	22.4	26.5	-	107.9
	I 卸売業，小売業	100.0	2.1	2.1	16.0	27.7	21.3	30.9	-	109.9
	J 金融業，保険業	100.0	-	-	-	-	8.3	83.3	8.3	123.4
	K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	-	28.6	28.6	-	42.9	-	110.4
	M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	22.2	-	11.1	55.6	11.1	-	-	98.0
	N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	25.0	12.5	25.0	25.0	-	12.5	-	90.8
	P 医療，福祉	100.0	13.0	-	9.3	16.7	20.4	35.2	5.6	110.8
	Q 複合サービス事業	100.0	-	-	-	33.3	33.3	33.3	-	113.7
	R サービス業	100.0	12.1	-	8.6	22.4	10.3	43.1	3.4	109.1
企業 規模	10～29人	100.0	10.7	8.0	16.0	23.0	16.0	21.4	4.8	105.3
	30～49人	100.0	5.2	4.3	8.7	30.4	25.2	25.2	0.9	108.5
	50～99人	100.0	3.7	2.2	8.9	29.6	25.2	28.9	1.5	110.5
	100～299人	100.0	1.0	-	5.8	20.4	28.2	43.7	1.0	115.2
	300～999人	100.0	1.3	-	9.3	10.7	26.7	50.7	1.3	115.8
	1,000人以上	100.0	-	-	-	10.0	15.0	75.0	-	120.7
全国 平成23年 就労条件総合調査		100.0	6.3	8.1	10.6	35.0	14.6	23.9	1.5	106.1
全国 平成22年 "		100.0	7.4	7.5	11.4	31.8	14.9	24.1	2.9	106.4

(3) 年次有給休暇の付与及び取得実績（最近1年間）（第9表）

最近1年間に企業が新規付与した年次有給休暇日数は、労働者1人平均17.2日（前年17.6日）となっている。

労働者が取得した日数は8.0日（同10.1日）で、新規付与日数に対する取得率は、46.3%（同57.4%）となり、前年に比べ11.1ポイント低下している。

また、総付与日数（繰越分を含む）31.6日（同32.1日）に対する取得率は、25.2%（同31.4%）となっている。

第9表 年次有給休暇の付与日数、取得状況（労働者1人平均）

年・産業・企業規模	平均付与日数(日)		取得日数 (日)	新規付与 日数に対 する取得 率 (%)	総付与日 数に対す る取得率 (%)	付与日数 上限 (日)	付与日数の 上限に達す る勤続年数 (年)	
	新規 付与日数	総付与日数 (繰越分 を含む)						
平成23年 調査計	17.2	31.6	8.0	46.3	25.2	19.9	6.6	
平成22年 //	17.6	32.1	10.1	57.4	31.4	19.7	6.4	
産業 分 類	D 建設業	17.9	33.4	6.9	38.4	20.5	20.0	6.8
	E 製造業	18.0	33.1	9.0	50.0	27.1	19.9	6.5
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	17.6	29.6	8.6	48.7	28.9	20.0	6.4
	G 情報通信業	18.6	34.5	11.8	63.3	34.1	20.0	6.4
	H 運輸業	17.2	32.1	7.6	44.2	23.6	19.7	6.3
	I 卸売業，小売業	16.1	30.9	4.4	27.7	14.4	19.8	6.7
	J 金融業，保険業	17.7	32.4	8.4	47.2	25.9	20.0	6.5
	K 不動産業，物品賃貸業	15.5	27.7	7.9	50.6	28.3	20.1	7.3
	M 宿泊業，飲食サービス業	16.5	31.0	6.7	40.7	21.7	21.5	6.4
	N 生活関連サービス業，娯楽業	10.8	19.4	4.0	36.5	20.5	20.0	7.6
	P 医療，福祉	17.4	30.9	8.0	45.9	25.8	19.5	6.2
	Q 複合サービス事業	17.5	33.3	3.0	17.0	8.9	20.0	7.7
	R サービス業	16.2	28.1	8.9	55.4	31.9	20.4	6.5
企業 規 模	10～29人	15.5	26.9	6.4	41.0	23.7	19.6	6.7
	30～49人	15.9	28.0	6.6	41.5	23.6	19.8	6.5
	50～99人	15.9	28.3	6.9	43.6	24.6	19.9	6.6
	100～299人	17.5	32.1	8.3	47.3	25.8	20.3	6.6
	300～999人	17.7	32.1	8.1	45.5	25.2	20.4	6.2
1,000人以上	17.3	33.1	8.5	49.0	25.6	20.3	5.9	
全 国	平成23年 就労条件総合調査※	17.9	-	8.6	48.1	-	-	-
	平成22年 //	17.9	-	8.5	47.1	-	-	-

(注)

「最近1年間」とは年休を付与する上で区切りとしている期間で、最近の1年間をいう。

「取得日数」とは最近1年間に実際に取得した日数。

「取得率」は、各区分ごとに集計対象となった労働者の新規付与日数計（又は総付与日数計）と取得日数計を用いて算出しているため、表中の取得日数を付与日数で除した数値とは必ずしも一致しない。

(4) 特別休暇制度の導入状況（第10表）

特別休暇制度を導入している企業は、75.7%となっている。

特別休暇の種類別（複数回答）にみると、「慶弔休暇」が72.8%と最も多く、次いで「配偶者の出産補助休暇」が40.4%、「裁判員休暇」が26.3%の順となっている。

第10表 特別休暇制度の有無、種類別導入企業割合

全企業	特別休暇制度あり	特別休暇の種類（複数回答）									特別休暇制度なし
		ボランティア	リフレッシュ	教育訓練	病気	記念日	配偶者の出産補助	慶弔	裁判員	その他	
100.0%	75.7%	5.2%	13.6%	3.6%	16.5%	5.5%	40.4%	72.8%	26.3%	14.7%	24.3%

（注）

「ボランティア休暇」とは社会、地域貢献活動や奉仕活動に参加する時に付与される休暇をいう。
「リフレッシュ休暇」とは一定の勤続年数に達した時にリフレッシュを図るために付与される休暇をいう。
「教育訓練休暇」とは資質向上や職業に関する教育訓練を受ける際に付与される休暇をいう。
「病気休暇」とは業務外の死傷病によって就労できない場合に付与される休暇をいう。
「記念日休暇」とは誕生日や結婚記念日等に付与される休暇をいう。
「配偶者の出産補助休暇」とは配偶者の出産の際に付与される休暇をいう。
「慶弔休暇」とは結婚休暇、忌引休暇、法要休暇等に付与される休暇をいう。
「裁判員休暇」とは裁判員候補者もしくは裁判員等に選任された際に付与される休暇をいう。

(5) ボランティア休暇の導入状況（第11表）

「2011年（平成23年）」までにボランティア休暇を導入している企業は、集計企業数の5.0%となっている。

「2012年以降（平成24年以降）」に導入を予定している企業は同じく5.1%となっている。

第11表 ボランティア休暇の導入状況（企業割合）

導入率	1994年以前	1995～2000年	2001～2005年	2006～2010年	2011年	2012年以降
	平成6年以前	平成7年～平成12年	平成13年～平成17年	平成18年～平成22年	平成23年	平成24年以降
5.0%	0.5%	1.6%	1.1%	1.0%	0.9%	5.1%

$$\text{導入率} = \frac{\text{制度を導入した(する)企業数}}{\text{本調査の集計企業数}} \times 100 (\%)$$

4 ワーク・ライフ・バランス

(1) 労働時間の短縮に向けた取組（第12表）

労働時間の短縮に向けた取組を「実施している」企業が47.2%、「計画・予定あり」企業が7.0%となっている。

第12表 労働時間の短縮に向けた取組状況（企業割合）

全企業	実施している	計画・予定あり	未実施
100.0%	47.2%	7.0%	45.8%

(2) 労働時間の短縮の取組内容（第13表）

労働時間の短縮の内容（複数回答）は、「年次有給休暇の取得促進」が53.3%、「ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定」が39.5%、「時間外労働時間の目標設定」が30.9%となっている。

第13表 労働時間の短縮の内容（企業割合）

全企業	実労働時間の短縮の内容（複数回答）									
	ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定	週休日の増加	週休日以外の休日の増加	年次有給休暇の取得促進	特別休暇の活用	時間外労働時間の目標設定	短時間勤務制度	在宅勤務制度	変形労働時間制の導入	その他
100.0%	39.5%	6.9%	8.1%	53.3%	21.2%	30.9%	21.7%	1.2%	28.9%	5.7%

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度の実施状況（第14表）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するために実施している制度（複数回答）は、「育児休業制度」が69.4%、「介護休業制度」が56.7%、「子の看護休暇制度」が38.5%となっている。

第14表 ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度の実施状況（企業割合）

全企業	複数回答			その他（未実施を含む）
	育児休業制度	介護休業制度	子の看護休暇制度	
100.0%	69.4%	56.7%	38.5%	30.7%

(4) 育児休業の取得状況（第15表）

「育児休業取得率」は「女性」が91.2%、「男性」が1.5%となっている。

第15表 育児休業の取得状況

女性：育児休業取得率	男性：育児休業取得率
91.2%	1.5%

$$\text{育児休業取得率} = \frac{\text{出産した人のうち、平成23年10月1日までに育児休業を開始した人（開始予定の申出をしている人を含む。）の数}}{\text{平成22年4月から平成23年3月末の間に出生した人（男性の場合は配偶者が出生した人）の数}} \times 100(\%)$$

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、県内の企業における賃金、労働時間などの労働条件とともに、労働者の福利厚生（ソフト面）に対しての制度の導入や制度の利用の実態を把握し、労働関連施策の基礎資料とし、民間企業における労使関係の安定促進に資することを目的として実施した。

2 調査対象

- (1) 調査対象数 県内に本社（本店）のある法人及び個人企業から産業・企業規模別に無作為に抽出した 3,000 企業。
- (2) 産 業 日本標準産業分類による農林漁業、鉱業等を除いた 13 産業
- (3) 企業規模 常用労働者 10 人以上の民間企業

3 調査時点

平成23年 7 月 31日現在

4 調査事項

- (1) 賃金支給額
- (2) 新規学校卒業者の初任給
- (3) 労働時間・週休制・年次有給休暇
- (4) 特別休暇制度
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

5 調査方法

郵送調査

6 集計企業数 816 企業（集計率 27.2%）

産業別	企業数	構成比
調査計	816	100.0%
D 建設業	112	13.7%
E 製造業	289	35.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	1.1%
G 情報通信業	16	2.0%
H 運輸業，郵便業	63	7.7%
I 卸売業，小売業	124	15.2%
J 金融業，保険業	14	1.7%
K 不動産業，物品賃貸業	17	2.1%
M 宿泊業，飲食サービス業	10	1.2%
N 生活関連サービス業，娯楽業	12	1.5%
P 医療，福祉	71	8.7%
Q 複合サービス事業	3	0.4%
R サービス業	76	9.3%

企業規模別	企業数	構成比
調査計	816	100.0%
10～29人	235	28.8%
30～49人	156	19.1%
50～99人	165	20.2%
100～299人	138	16.9%
300～999人	100	12.3%
1,000人以上	22	2.7%

7 利用上の注意

- (1) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100.0 とならない。
- (2) 統計表中、該当する数値が存在しない場合は、「—」で表示した。